

建物所有者の皆様へ

建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります



Q1. 全ての建物で調査が必要なのですか？



A1. 建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物において、建物の解体、改造・補修工事を行う際は石綿含有建材の有無について調査（事前調査）する必要があります。



【石綿含有建材の使用事例】



出典：目で見えるアスベスト（第2版）
平成20年3月国土交通省



Q2. 調査は誰が行うのですか？



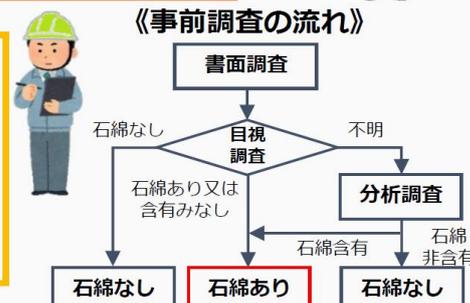
A2. 建物の解体、改造・補修工事を行う元請業者又は自主施工者が実施する必要があります。
過去に調査を行った場合でも、元請業者は改めて調査を実施しなければなりません。元請業者が、過去の調査結果を改めて実施する調査に活用することは可能です。



事前調査〈工事の元請業者等が実施〉への協力について

- 工事を発注される方は、元請業者に**事前調査に使用する設計図書等の提供**や**適切な費用の負担**をお願いします。
- 工事の元請業者は発注者に**事前調査結果の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管**してください。

《事前調査の流れ》



大気汚染防止法 第18条の15第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

◆事前調査で建築物に石綿の使用が確認されたら

- ①建物の解体、改造・補修工事を行う際は、石綿が**周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行うことが必要**となります。
- ②また、事前に都道府県等へ作業実施の**届出が必要な場合があります**。

①石綿の飛散防止措置 <工事の施工者が実施>

- 工事施工者が適切な飛散防止措置を実施し、法令で定められた作業基準を遵守するためには、適切な施工方法の選択、適切な工期及び工事費の確保が必要となります。
- 工事の**発注者は工事の請負条件に、作業基準遵守を妨げるおそれのある条件を付けてはなりません**。

戸建て・マンション・アパートなどの
リフォーム・解体工事は適切な
石綿対策を行う業者に発注を!

工事を発注する皆さまにも配慮義務が生じます!

個人所有の家屋やマンションも含め、建築物のリフォームや解体工事を行う場合は、事前に石綿の有無を調査する必要があります。工事を発注する際には、以下のことへのご配慮をお願いします。(法令で発注者に義務づけられています。)

【解体・改修工事の発注者の配慮義務】

- 石綿の有無の調査に必要な設計図や過去の調査記録などがあれば施工業者に提供してください。
- 施工業者が石綿の調査や工事作業の記録の作成に必要な写真撮影を許可してください。
- 石綿の調査や、石綿が使用されていた場合の除去作業を適切に行うための必要な費用負担や工期確保についてもご配慮をお願いします。

発注の際に確認してください!

リフォーム・解体工事を発注する際には、石綿の調査・報告費用が計上されていることや、資格者(建築物石綿含有建材調査者)が調査を行うことを施工業者に確認してください。

大気汚染防止法 施主の配慮義務

- 調査費用
- 除去工事費用
- 情報提供
設計図面・仕様
- 調査作業協力
- 写真撮影
- 報告書の保管
- 対応業者へ



詳しくは「石綿総合情報ポータルサイト」へ!
適正な施工業者を選ぶ際の注意点等も掲載しています。

石綿ポータル 検索



③建物の解体、改造・補修が完了したら

- 工事の元請業者は、石綿の除去等作業が終了したら、発注者に**作業完了の報告**を行う必要があります。**発注者は報告を受けたら報告書を大切に保管**してください。

都道府県等への問い合わせはこちらへ

大気汚染防止法に基づく
届出・問い合わせ窓口



<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>

大気汚染防止法における規制について 詳しく知りたい方はこちらへ

石綿(アスベスト)問題への取組
建築物を壊すときはどうしたらいいの?



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>